

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:18-0113)
2018年11月 C-05

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（平成30年10月31日付、保医発1031第2号、平成30年11月1日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

◎ 測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
ヒト精巢上体蛋白4(HE4)	200点	区分番号「D009」 腫瘍マーカー (生化学的検査Ⅱ)

新	旧
「26」のヒト精巢上体蛋白4は、CLIA法又はECLIA法により測定した場合に算定できる。	「26」のヒト精巢上体蛋白4は、CLIA法により測定した場合に算定できる。

下線部の測定方法が追加されました。

項目名	保険点数	区分
クラミジア・トラコマチス核酸検出	204点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

新	旧
ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。	ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリットキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

下線部の測定方法が追加されました。